

令和3年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： こどもの森 学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
 - ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
 - ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考してください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
 - ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
- 例えは「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-：該当しない（評価の対象に当てはまらない）」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案などを）コメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

| 区分 | チェック項目 | 結果 | コメント |
|-----------------------|--|----|---|
| 1 趣旨 | ○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 | ○ | 放課後クラブ運営指針を踏まえて、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援を行なながら、放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めている。 |
| 2 放課後児童健全育成事業の役割 | ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。 | ○ | 「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に整え、子どもが安全に安心して過ごすことができ、子ども一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を行っている。 |
| 3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本 | (1)放課後児童クラブにおける育成支援 | ○ | 子どもが安心安全で過ごせるように配慮しながら、自ら危機回避が出来るようにしていくと共に、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう自主性や主体性及び創造性の向上を図っている。 |
| | (2)保護者及び関係機関との連携 | ○ | 子ども達の日々の様子は連絡帳や学童だよりに写真を掲載し伝えている。個人面談やお迎え時に保護者とコミュニケーションを図り、情報共有をしている。学校等の関係機関とは必要に応じて情報交換をしている。 |
| | (3)放課後児童支援員等の役割 | ○ | 常に自己研鑽に励みながら、必要な知識及び技能をもって育成支援に当たるとともに、関係機関とも連携をとりながら適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担っている。 |
| | (4)放課後児童クラブの社会的責任 | ○ | 子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行っている。また、育成支援の充実を図るために、知識や技能の習得だけでなく資質向上のために研修の機会を確保している。 |
| 4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理 | (1)社会的責任・職場倫理 | ○ | 放課後支援員の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めている。 |
| | (2)法令遵守のための組織的取組 | ○ | 研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。 |
| 5 要望及び苦情への対応 | ○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。 | ○ | 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、頂いた内容に対しては迅速かつ適切に対応する。またその内容については職員間で共有することにより事業内容の向上に生かしている。 |
| 6 事業内容向上への取り組み | (1)職員集団のあり方 | ○ | コミュニケーションを大切にするとともに、会議の開催や記録の作成等を通じて情報交換や情報共有を図り、意見交換しながら事業内容の向上を目指している。 |
| | (2)研修等 | ○ | 職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。 |
| | (3)運営内容の評価と改善 | ○ | 区としては、令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。 |
| 7 子どもの発達理解 | ○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。 | ○ | 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し一人ひとりの心身の状態を把握しながら主体的な遊びや生活を提供している。 |

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

| 区分 | チェック項目 | 結果 | コメント |
|---------------------|-------------------------------|----|--|
| 8 育成支援の内容 | (1)育成支援の内容 | ○ | 放課後の時間を豊かにするために保護者と連携しそれぞれの子どもの発達の特徴や関係を捉えながら適切に関わっている。 |
| | (2)育成支援の留意点 | ○ | 育成支援の留意点を理解した上で、保育方針を作成しそれを基に保育展開をしている。子どもの主体性を大事にし自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助している。 |
| 9 障害のある子どもの対応 | (1)障害のある子どもの受け入れの考え方 | ○ | 地域社会で生活する平等の権利があり、適切な配慮及び環境整備を行うとともに、子どもの発達状況や家庭状況等の把握をし、保護者や関係機関との連携をとりながら限り受け入れに努めている。 |
| | (2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点 | ○ | 子ども達との生活を通して、共に成長できるように見通しを持って計画的に育成支援を行う。研修等を通じて障害について理解していくとともに、専門機関等と連携して相談できる体制を作り、指導を受けながら育成支援を行っている。 |
| 10 特に配慮を必要とする子どもの対応 | (1)児童虐待への対応 | ○ | 児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。 |
| | (2)特別の支援を必要とする子どもの対応 | ○ | 子どもの家庭環境にも配慮しながら子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、関係機関と連携して適切な支援に努めている。 |
| | (3)特に配慮を必要とする子どもの対応に当たっての留意事項 | ○ | 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意している。 |
| 11 保護者との連携 | (1)保護者との連絡 | ○ | 連絡帳を使用し出席の確認やあそびや生活の様子を伝え、お互いに情報共有をしている。お迎えにいらっしゃる保護者の方は必ず子どもの様子についてお話をするように努めている。また独自で行っている連絡網機能を活用している。 |
| | (2)保護者からの相談への対応 | ○ | 保護者が相談しやすい雰囲気作りを心掛け個人面談も随時実施している。普段から会話を多く取り信頼関係を築くことに努めている。 |
| | (3)保護者及び保護者組織との連携 | ○ | 感染症対策のため保護者が行事や活動に参加することが難しかったが、人数制限を設けながら行事や活動を少しづつ増やしている。 |

| | | | | | |
|----|-------------------------|--------------------------|---|---|--|
| 12 | 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務 | (1)育成支援に含まれる職務内容 | ○育成支援に係る職務を実施している。 | ○ | 保育方針を基に月案を作成し、保育展開を行っている。子どもの状況や育成支援の内容を記録し職場内で共有している。 |
| | | (2)運営に関わる業務 | ○運営に関わる業務を実施している。 | ○ | 会議や引継ぎを丁寧に行い学童クラブの運営に関わる業務がスムーズに行えるようにしている。 |
| 13 | 学校との連携 | (1)学校との連携 | ○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。 | ○ | 子どもの生活の連続性を保証するために、情報交換を行っている。今年度は感染症対策のため懇談等は実施がなかったので他の方法を探していく。 |
| | | (2)学校との連携におけるプライバシーの保護 | ○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。 | ○ | 学校と情報交換を行う際は個人情報や秘密保持について予め取り決めている。 |
| 14 | 保育所、幼稚園等との連携 | | ○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。 | ○ | 新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、近隣の保育園や幼稚園と情報交換や情報共有を行っている。コロナ禍で連携が多くは取れていなため、引き続き連携に努める。 |
| 15 | 地域、関係機関との連携 | | ○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。 | ○ | 地域の協力が得られるように、地域組織や地域住民と連携を図り、事故、犯罪、災害等から子ども達を守れる体制作りに努めている。感染症対策のため地域と連携をとる場面が少なかった為、今後、地域との関係を深めていく。 |
| 16 | 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ | (1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ | ○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 | — | |
| | | (2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ | ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 | ○ | 児童館の児童と一緒に参加出来る行事を開催し交流の場を設けている。今後も学童と児童館の連携をスムーズにとれるようにしていく。 |

III 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

| 区分 | チェック項目 | 結果 | コメント |
|------------------|-----------------|--|---|
| 17 衛生管理及び安全対策 | (1)衛生管理 | ○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。 | ○手洗いやうがい、消毒の徹底をしながら、必要な医療品を備え、管理を適正に行う。また、感染症の発生状況について情報収集をし、予防しながら衛生管理に努めている。 |
| | (2)事故やケガの防止と対応 | ○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。 | ○事故怪我の防止のために、環境の危険箇所や安全性について点検を行い、必要な修繕を行う。事故や怪我が発生した場合には、対応フロー チャートに沿って速やかに適切な処置、対応を行っている。 |
| | (3)防災及び防犯対策 | ○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。 | ○毎月の災害訓練に加え、防犯訓練も実施している。区や学校関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯、地域における安全確保や安全点検に関する情報の共有に努めている。 |
| | (4)来所及び帰宅時の安全確保 | ○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。 | ○登所経路に沿って安全確認をしながら、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合い、安全確保に努めている。近所の交番と連携をとり、パトロールを実施してもらっている。 |

IV 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

| 区分 | チェック項目 | 結果 | コメント |
|---------------------|------------------|--|--|
| 18 施設及び設備 | (1)施設 | ○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。 | ○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。子どもが心地よく過ごせるように室内のレイアウトにも配慮している。 |
| | (2)設備、備品等 | ○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。 | ○衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備えてある。 |
| 19 職員体制 | (1)職員配置 | ○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。 | ○目黒区の配置基準に基づいて職員配置を行っている。 |
| | (2)育成支援の実施 | ○支援の単位ごとに育成支援を行っている。 | ○支援の単位ごとに育成を行っている。 |
| | (3)放課後児童支援員の雇用形態 | ○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。 | ○放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。 |
| | (4)勤務時間 | ○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定している。 | ○子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。 |
| 20 | 子ども集団の規模(支援の単位) | ○適切な子どもの数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。 | ○40名以下の定員で運営している。 |
| 21 | 開所時間及び開所日 | ○開所時間及び開所日を適切に設定している。 | ○開所時間は、8:15～18:15(一部の学童保育クラブで8:00～19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっている。 |
| 22 | 利用開始等に關わる留意事項 | ○利用開始や退所に關わる留意事項を理解し、適切に対応している。 | ○区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。 |
| 23 運営主体 | (1)運営主体の要件 | ○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。 | ○放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。 |
| | (2)運営上の留意事項 | ○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。 | ○放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。 |
| 24 | 労働環境整備 | ○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。 | ○放課後児童支援員が健康で意欲を持って就業出来る様に労働環境の設備に努めている。健康診断を実施し衛生管理にも努めている。 |
| 25 適正な会計管理及び情報公開 | (1)会計管理 | ○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。 | ○放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。 |
| | (2)情報公開 | ○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。 | ○事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。 |